

投資事業有限責任組合契約に関する法律第8条第2項に基づき、公認会計士又は監査法人が意見を作成する際の、監査対象以外の書類等の取扱いについて

令和6年9月2日
経済産業省
産業組織課

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）により投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第8条第2項が改正され、公認会計士又は監査法人の意見書の対象について、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に係るものに限ることとされました。

これに伴い、同項に基づく監査においては、監査基準を勘案し、公認会計士又は監査法人が監査対象について意見を表明する際には、監査対象以外の書類、すなわち業務報告書及びその附属明細書（附属明細書のうち、監査対象である貸借対照表及び損益計算書の附属明細書に係るものを除いたものをいう。）の内容と、監査対象である貸借対照表及び損益計算書並びにそれらの附属明細書の内容又は公認会計士若しくは監査法人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときは、その内容が、意見とは別に独立した区分を設けて、監査報告書に記載されることとなります。